

利 用 者 の た め に

I 2023 年漁業センサスの概要

1 調査の目的

2023 年漁業センサスは、我が国の漁業の生産構造、就業構造並びに漁村及び水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

2 根拠法規

2023 年漁業センサスは、統計法（平成 19 年法律第 53 号）、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号、漁業センサス規則（昭和 38 年農林省令第 39 号）及び平成 15 年 5 月 20 日農林水産省告示第 776 号（漁業センサス規則第 5 条第 2 項第 1 号の農林水産大臣が定める湖沼等を定める件）に基づき基幹統計調査として実施した。

3 調査体系

調査の種類		調査の系統
<u>海面漁業調査</u>	漁業経営体調査	農林水産省－都道府県－市区町村 －統計調査員－調査対象
	<u>海面漁業地域調査</u>	農林水産省－民間事業者－調査対象
内水面漁業調査	内水面漁業経営体調査	農林水産省－地方組織－（統計調査員） －調査対象
	内水面漁業地域調査	農林水産省－民間事業者－調査対象
流通加工調査	魚市場調査	農林水産省－民間事業者－調査対象
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査	農林水産省－地方組織－（統計調査員） －調査対象

4 調査の対象

(1) 海面漁業調査

ア 漁業経営体調査

海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）に沿う市区町村及び漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 138 条第 5 項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体並びにこれらの市区町村の区域外にある海面漁業に係る漁業経営体であって農林水産大臣が必要と認めるもの。

イ 海面漁業地域調査

沿岸地区の漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）（以下「水協法」という。）第 2 条に規定する漁業協同組合（水協法第 18 条第 2 項の内水面組合（以下同じ。）

を除く。)をいう。)

(2) 内水面漁業調査

ア 内水面漁業経営体調査

共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で農林水産大臣が定めるものにおいて、水産動植物の採捕の事業を営む内水面漁業に係る漁業経営体及び内水面において養殖の事業を営む漁業経営体。

イ 内水面漁業地域調査

水協法第 18 条第 2 項に規定する内水面組合。

(3) 流通加工調査

ア 魚市場調査

漁船により水産物の直接水揚げがあった魚市場及び漁船の直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第 1 次段階の取引を行った魚市場。

イ 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

陸上において主機 7.5kW (10 馬力) 以上の冷蔵・冷凍施設を有し、水産物（のり冷凍網を除く。）を凍結し、又は低温で貯蔵した事業所（冷凍・冷蔵工場）及び販売を目的として水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業所又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し加工製造を行った事業所（水産加工場）。

5 抽出方法

(1) 海面漁業調査

令和 5 年の 11 月 1 日現在の海面漁業に係る全ての漁業経営体及び漁業協同組合。

(2) 内水面漁業調査

令和 5 年の 11 月 1 日現在の内水面漁業に係る全ての漁業経営体及び内水面組合。

(3) 流通加工調査

令和 6 年の 1 月 1 日現在の全ての魚市場並びに水産加工業及び冷凍・冷蔵施設を営む事業所。

6 調査事項

(1) 海面漁業調査

ア 漁業経営体調査

(ア) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営状況

(イ) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

イ 海面漁業地域調査

(ア) 資源管理・漁場改善の取組

(イ) 会合・集会等の開催状況

(ウ) 活性化の取組

(2) 内水面漁業調査

ア 内水面漁業経営体調査

(ア) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営状況

(イ) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の就業状況

イ 内水面漁業地域調査

(ア) 組合員数

(イ) 漁場環境

(ウ) 遊漁の状況

(エ) 活性化の取組

(3) 流通加工調査

ア 魚市場調査

(ア) 魚市場の施設及び取扱高

(イ) その他魚市場の現況を把握するために必要な事項

イ 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

(ア) 事業内容

(イ) 従業者数

(ウ) その他冷凍・冷蔵、水産加工場の現況を把握するために必要な事項

7 調査期日

ア 海面漁業調査、内水面漁業調査

令和5年11月1日現在（一部の項目については、過去1年間（令和4年11月1日から令和5年10月31日）の実績）

イ 流通加工調査

令和6年1月1日現在（一部の項目については、令和5年11月1日現在又は過去1年間（令和5年1月1日から令和5年12月31日）の実績）

8 調査方法

(1) 海面漁業調査漁業経営体調査

統計調査員が調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

また、調査対象から面接聞き取りによる調査（他計調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査の方法をとった。

(2) 海面漁業調査海面漁業地域調査、内水面漁業調査内水面漁業地域調査及び流通加工調査魚市場調査

民間事業者が調査対象に対し調査票を郵送により配布し、郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により行った。

なお、郵送又はオンラインにより回収できない場合は、民間事業者の調査員が回収する方法により行った。

(3) 内水面漁業調査内水面漁業経営体調査及び流通加工調査冷凍・冷蔵、水産加工場調査

農林水産省が調査対象に対し調査票を郵送により配布し、地方組織が郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により行った。

なお、郵送又はオンラインにより回収できない場合は、統計調査員又は職員が回収する方法により行った。

9 集計方法

(1) 集計の実施系統

本調査の集計は、農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室において行った。

(2) 集計方法

本調査は全数調査であることから、集計は有効回答となった調査票の単純積み上げにより行った。

なお、未記入の回答必須項目がある一部の調査票のうち、

① 当該調査票の回答が得られた項目を基に補完することが可能な項目

② ①以外の項目であっても、選択式の項目であり、特定の選択肢に当てはめて補完することにより他の調査項目との不整合が生じない項目に限り、必要な補完を行った上で、有効回答となった調査票も集計対象とした。
有効回答数については以下のとおり。

単位：調査票

区分	調査票配布数	有効回答数
<u>海面漁業調査</u>		
漁業経営体調査	67,067	65,662
<u>海面漁業地域調査</u>	<u>2,134</u>	<u>2,134</u>
内水面漁業調査		
内水面漁業経営体調査	4,178	4,076
内水面漁業地域調査	1,053	1,052
流通加工調査		
魚市場調査	759	759
冷凍・冷蔵、水産加工場調査	7,989	7,325

注：1 「調査票配布数」とは、2018年漁業センサス客体名簿を基に、行政記録情報の活用及び地方自治体、漁協等の関係機関からの聞き取り等による補正や、調査員調査における調査員の判定の結果、調査票の配布対象となった調査対象に配布した調査票の数である。

2 「有効回答数」とは、「調査票配布数」のうち、適正に回答された調査票が回収できた数及び回答必須項目に一部未記入が残る調査票であって、必要な補完を行った結果、回答必須項目の未記入が全て解消された調査票の数である。

10 目標精度

本調査は全数調査のため、目標精度は設定していない。

Ⅱ 用語等の解説

海面漁業調査（海面漁業地域調査）

漁業地区	市区町村の区域内において、共通の漁業条件及び共同漁業権を中心とした地先漁業の利用等に係る社会経済活動の共通性に基づいて漁業が行われる地区をいう。
調査期日	令和 5 年 11 月 1 日
資源管理協定	漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づき、資源管理計画を移行するため、国の「資源管理基本方針」及び「都道府県資源管理方針」に基づいて資源管理の目標を定め、都道府県の認定を受けたものをいう。
資源管理計画	国や都道府県が、今後の資源管理のあり方の基本方針として定めた「資源管理指針」に基づき関係漁業者が魚種又は漁業種類ごとに自主的に行う資源管理措置を内容として作成する計画をいう。
漁場改善計画	持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）第 4 条に基づき、漁協等が持続的な養殖生産の確保を図るために作成し、都道府県知事等の認定を受けた計画をいう。
その他	資源管理計画や漁場改善計画以外で、資源管理や漁場改善を目的とした漁協としての自主的な取組をいう。
漁業資源の管理	
漁獲（採捕・収穫）枠の設定	魚種別、漁業種類別に漁獲量を設定しているものをいう。 養殖の場合は、養殖施設の設置数を決めているものをいう。
漁業資源の増殖	漁業資源の維持・増大のために、種苗（中間育成したものを含む。）の放流等を行っているものをいう。
その他	上記以外の漁業資源の管理に係る取組をいう。
漁場の保全・管理	
漁場の保全	藻場や干潟の造成、薬品等の不使用の取組を通じ、漁業資源の生育に適する状態に保つための措置をいう。
藻場・干潟の維持管理	藻場や干潟を維持管理するために行った活動をいう。
薬品等の不使用の取組	漁網防汚剤など、使用可能な薬品のうち、環境負荷が高いなどの理由で使わないことを取り決めている等の取組をいう。 なお、合成洗剤不使用も取組も含む。
漁場の造成	漁場の価値向上を図る取組をいう。
漁場利用の取決め	漁場利用に関する取決めを行ったものをいう。
その他	上記以外で漁場の保全・管理を目的に実施しているものをいう。
漁獲の管理	
法制度による規制	漁業調整規則、漁業の許可の内容及び制限又は条件、漁業権行使規則などに基づく規則をいう。
漁法（養殖方法）の規制	特定の漁法（養殖方法）の禁止を通じ、漁獲の管理を行う取組をいう。 なお、養殖における養殖密度の規制はここに含む。
漁船の使用規制	使用漁船の規制を通じ、漁獲の管理を行う取組をいう。
漁具の使用規制	使用する漁具の規制を通じ、漁獲の管理を行う取組をいう。
漁期の規制	漁期（休漁日や禁漁日を含む。）を決めて、漁獲の管理を行う取組をいう。
出漁日数、操業時間の規制	出漁日数や操業時間（操業開始時刻や終了時刻のみの設定を含む。）を決めて、漁獲の管理を行う取組をいう。
漁獲（採捕・収穫）サイズの規制	採捕・収穫又は出荷できる魚介類の大きさ（体長、重量等）を決めて、漁獲の管理を行う取組をいう。

制 漁獲量(採捕量、 収獲量)の規制 その他	年間又は漁期間若しくは1日当たりの1経営体又は1漁ろう体当たり漁獲量を決めて、漁獲の管理を行う取組をいう。 養殖の場合は、1経営体当たりの収獲量を定めているものをいう。 上記以外で漁獲の管理を目的に実施しているものをいう。
会合・集会等の議題 特定区画漁業 権・共同漁業権 の変更 企業参入 漁業権放棄 漁業補償 地元地区の共用 財産・共有施設 の管理 自然環境の保全 地元地区の行事 (祭り・イベン ト等) その他	特定区画漁業権(組管理漁業権として漁協及び漁連に優先的に免許される区画漁業。「ひび建養殖業」、「藻類養殖業」、「垂下式養殖業(真珠養殖業を除く。）」、「小割式養殖業」、「第3種区画漁業たる貝類養殖業」)及び共同漁業権(共同漁業(一定の水面を共同に利用して営む漁業)を営む権利)の変更について議題とした場合をいう。 地元地区において、企業が漁業・養殖業へ参入することについて議題とした場合をいう。 漁協が免許を受けている漁業権(定置漁業権、区画漁業権又は共同漁業権)の放棄(一部の区域に限る場合を含む。)について議題とした場合をいう。 漁業権放棄や漁業権の行使が一時的に不可能になった場合の漁業権等に対する補償(対価補償)について議題とした場合をいう。 地元地区の漁業者が共有している、漁港施設又は漁場の施設の管理について議題とした場合をいう。 藻場や干潟をはじめとする、地元地区の自然環境の保全について議題とした場合をいう。 地元地区において行われる祭り(漁協祭、水産祭、おさかな祭等)やイベント(消費者への直売会、地びき網体験、海開き等)の開催について議題とした場合をいう。 上記以外について議題とした場合をいう。
漁業協同組合が関 係する活動 新規漁業就業 者・後継者を確 保する取組 ゴミ(海岸・海 上・海底)の清 掃活動 6次産業化への 取組 ブルーツーリス ムの取組 水産に関する伝 統的な祭り・文 化・芸能の保存 各種イベントの 開催	漁協が主体となり、新たな漁業就業者や後継者を確保する取組を行っている場合をいう。 海岸清掃(漂着したゴミだけではなく、観光客等が放置したゴミを回収するものも含む。)の活動や、漁業の作業中に漁網に混入したゴミや定置網に引っかかったゴミ等の回収・処分を漁協単位で組織的に実施する等の取組をいう。 農林漁業者等による自ら生産した農林水産物の加工、消費者への直接販売、漁家民宿・漁家レストランでの提供等の取組をいう。 漁協が主体となり、ブルーツーリズム(漁村地域における自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動)に取り組み、都市住民等を受け入れている場合をいう。 なお、余暇活動の受け入れを目的とした取組であれば、滞在期間は問わない。 古くから伝わる海や漁業にまつわる祭(水神祭、海神祭等)、文化(食文化、古来からの漁法等)、芸能(豊漁の神楽舞等)の保存活動をいう。 上記以外で、活性化を目的とする各種イベントの開催をいう。

漁業体験

地びき網、定置網、底びき網等の漁業を実際に体験できる活動をいう。

魚食普及活動

水産物の消費拡大（栄養特性や健康食品としてのPRを含む。）と漁業への理解を深めてもらうことを目的とした、魚の調理法の講習や料理実習、地域行事での魚料理出展やパネル展示等のイベントの実施、健康食品としてのPR等の活動をいう。

水産物直売所

食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく魚介類販売業の許可を得て、生鮮魚介類、水産加工品等を定期的に消費者と直接対面で販売するための施設（冷蔵設備を有し、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、木造等十分な耐久性を有する構造であって、給水、汚物処理設備等を有する施設）を有し、その販売活動に専従の常時従業者を使用している事業所をいう。

海外向けの出荷（輸出）の販売金額

調査期日前1年間の漁協における海外向けに出荷（輸出）した販売金額（消費税含む）をいう。

海外向けの出荷（輸出）

調査期日前1年間の漁協が出荷している水産物のうち、以下のような場合が該当する。

ア 水産物を海外の卸売業者、レストラン、スーパーなどの小売業者や消費者等に直接出荷（輸出）した場合

イ 水産物を海外向けの出荷（輸出）を目的として漁業協同組合本所、貿易商社、卸売事業者等に出荷した場合（輸出を目的としては出荷していなかったが、出荷先において輸出されたことを確認している場合も含む。）

なお、水産物加工品を出荷（輸出）した場合は、その販売金額（消費税含む）を計上する。また、漁業者と商社の取引に立ち会い、手数料のみを徴収している場合など、仲介のみの場合は含めない。

Ⅲ 利用上の注意

1 表章記号

統計表中に使用した記号は以下のとおりである。

「0」： 単位に満たないもの

「－」： 事実のないもの

「…」： 事実不詳又は調査を欠くもの

「x」： 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」： 負数又は減少したもの

「nc」： 計算不能

2 秘匿措置

統計調査結果について、調査対象数が2以下の場合には、個人又は法人その他団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

3 ホームページ掲載案内

各種農林水産統計調査結果は、農林水産省ホームページ中の統計情報で御覧いただけます。

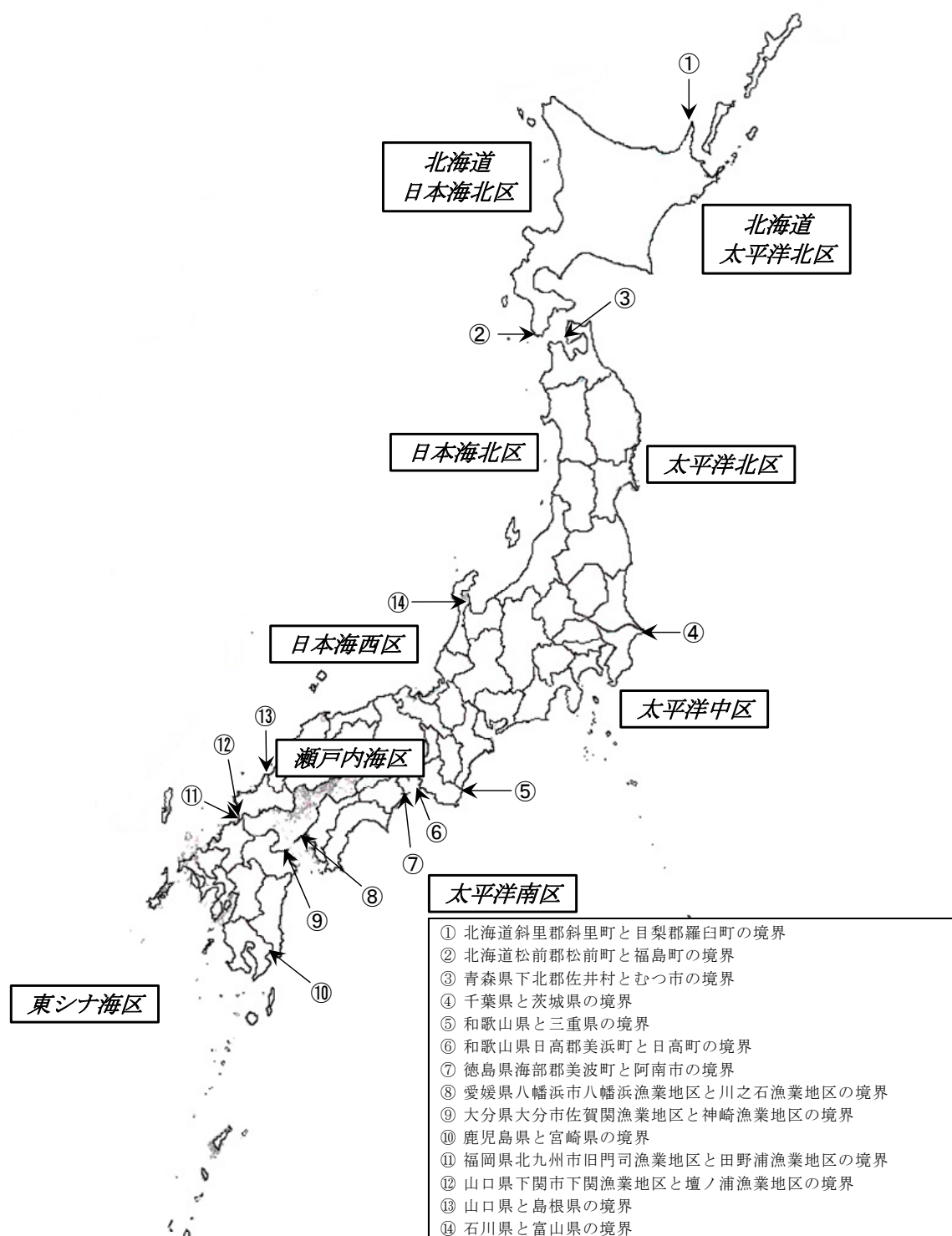
<https://www.maff.go.jp/j/tokei/>

この結果は、分野別分類「水産業」の「漁業センサス」で御覧いただけます。

なお、統計データ等に訂正があった場合には、ホームページに正誤情報を掲載します。

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyocen/>

4 大海区区分図



注：市町村については、令和4年1月1日現在である。

北海道太平洋北区	：①・②間に属する市区町村（太平洋側）
太平洋北区	：③・④間に属する市区町村
太平洋中区	：④・⑤間に属する市区町村
太平洋南区	：⑤・⑥間、⑦・⑧間及び⑨・⑩間に属する市区町村（太平洋側）
北海道日本海北区	：①・②間に属する市区町村（日本海側）
日本海北区	：③・⑭間に属する市区町村
日本海西区	：⑬・⑭間に属する市区町村
東シナ海区	：⑩・⑪間及び⑫・⑬間に属する市区町村（東シナ海側）並びに沖縄県
瀬戸内海区	：⑥・⑫間、⑦・⑧間及び⑨・⑪間に属する市区町村（瀬戸内海側）

IV 2023 年漁業センサスの主な改正点

2023 年漁業センサスの実施に当たっては、我が国漁業及び水産行政の動向を踏まえ、次の変更を行った。

海面漁業調査（海面漁業地域調査）

ア 漁業法の改正により、新たな制度である「資源管理協定」を新しく取組区分に追加し把握した。

イ 輸出実態を把握するため、漁業協同組合が行った輸出販売金額について新たに把握した。

V お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課センサス統計室 漁業センサス統計班

電話：（代表）０３－３５０２－８１１１ 内線３６６０

（直通）０３－３５０２－８４６７

※ 当調査に関する御意見・御要望は、上記問い合わせ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html>